

各地方農政局災害査定官 }
 沖縄総合事務局災害査定官 } 殿
 北海道農村整備課主幹 }

農村振興局防災課災害査定官

干ばつ災害復旧事業の取扱い

さきに、防災課長名で事務連絡したほか、基準工法等については、別紙のとおりとしたので連絡する。

(別紙)

1 調査資料の整備

(1) 気象調査

干ばつ区域内および周辺の観測所の記録から連続干天日数、日降雨量月降雨量の資料を集め、平均月降雨量(原則として最近10カ年)を併記する。

(気象調書)

日 月	1	2	3	4	28	29	30	31	計 (月降 雨量)	10カ年 平均 (月降 雨量)	備 考
4											観測所名 (場所)
5											
6											
}											

注) 連続干天日数は日雨量5mm未満の日を含め、上記のとおり示す。

(2) き裂調査

き裂の位置、深さ、延長などを調査する。特に深さについては、復旧工法とも関連するので入念に調査する必要がある。各筆ごとに1か所を試掘して心土層の深さを確認した上で、き裂が25センチメートル以上の深さであり、かつ、き裂が耕盤層を破壊して心土層に到達した範囲を確認すること。

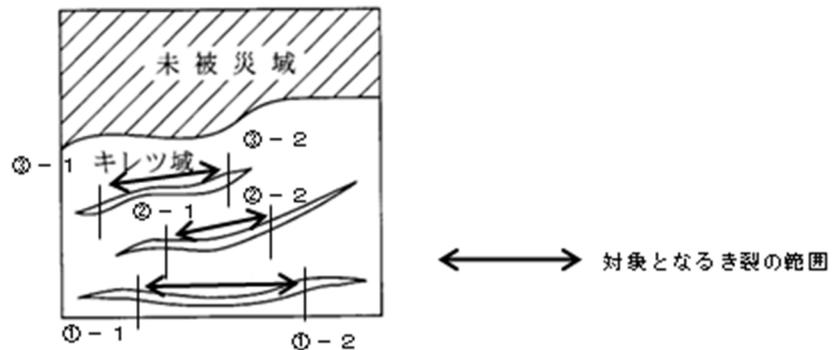
(き裂調書)

筆番号	測点	深さ	き裂最大巾	備考
	①-1	cm	cm	
	①-2			
	②-1			

- (注) 1. 測点ごとに写真を添付すること。
2. き裂の方向等について備考に記載する。

(例)

(平面図)



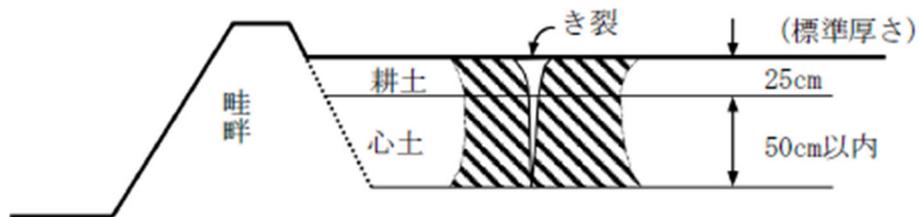
(3) 土性調査

被災地域の土性分類（国際法に基く。）別に代表的なもの1ヶ所（部落単位）について調査する。

2 基準工法

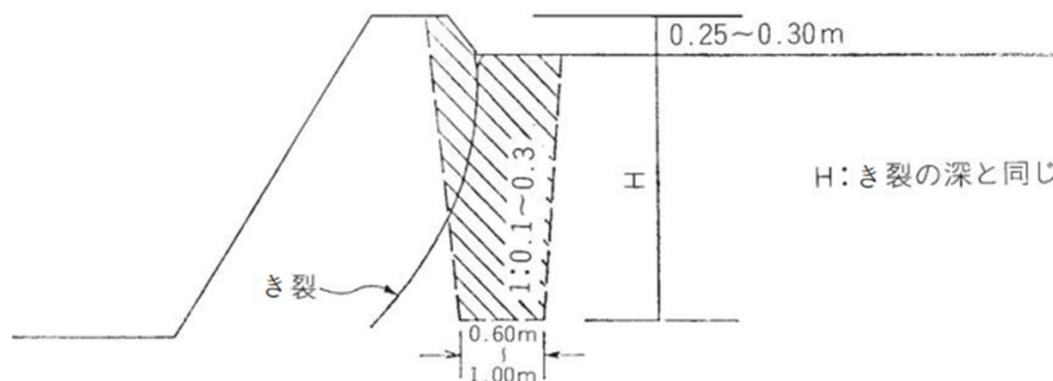
(1) 農地

① 心土締固め工法



き裂が発生している範囲及び施工範囲の耕土を取除き、心土を掘りほぐすか、き裂部分に心土を充填して締固めた後、原形量の耕土をかき戻す工法とする。なお、耕土の仮置きは、はね付の範囲とし、耕土厚は仕上りで、25cmを原則とする。

② 畦畔つき直し工法



ただし、この工法では、漏水あるいは増破等のおそれがあると認められる場合には、その地形、地盤、被災後の状況に応じて適切なる工法とする。

(2) 農業用施設

復旧工法は、き裂の大小、深さなどによって異なるが、一般的にはき裂部分を掘削して盛り返すか、又はグラウト工によるき裂閉そくが主なものである。工種別にはつぎのとおりとする。

① 水路

水路のき裂被害を復旧するには、一般的にはき裂部分を掘削して盛り返すのみでよいと考えられるが、特に山腹の水路はき裂の状況によっては崩壊の危険性があり、又平坦地水路でも盛り返すのでは効用回復の望めない特殊個所のあることが考えられるので、かかる山腹水路や平坦地水路の特殊な被災個所は必要最少限の舗装工を行ってもさしつかえない。但し、原則として水路断面の拡張は行わないこと。

② ため池

き裂の深さが比較的浅い場合は、き裂部分を掘削（段切り）して盛り返すのみでよいと考えられるが、き裂が比較的深く、貯水又は降雨により堤体欠壊、法面崩壊、或いは甚だしく漏水するおそれのある場合には、前刃金工、法覆工又はグラウト工などによって復旧する。外法面についても崩壊のおそれのあるものは、腰、石積の積替えが必要な場合はこれを含めて、原形に復旧する。

なお、ため池の復旧については次の事項に留意すること。

- 1) 復旧は前記工法によるが、施工は急を要するものが多く、また、非かんがい期の降雨を貯水しなければならない地域があると考えられるので、これらについては緊急に施工可能な工法を検討し査定前着工等により復旧の促進をはかること。
- 2) 刃金工、法覆工を行うため、施工上取除かなければならない取水施設（斜樋等）、余水吐は原形程度のものに復旧して差しつかえない。但し取除きは最小限にとどめること。
- 3) 堤体復旧は、原形断面を原則とするが刃金工の施工によるやむを得ない断面拡大がある場合は、被災部と最少限の取付部分にとどめること。但し嵩上げは認めない。
- 4) 底樋の施工は（2）による接続部を除き原則として認めない。